

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

1 協議の場を設けた区域の範囲

西戸川地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 28 日

3 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数（個人：3 経営体、集落営農（任意組織）：1 経営体）

4 3 の結果として、当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

（1）地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

（2）農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

（3）担い手の分散錯闘を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 今後の地域農業のあり方

担い手への農地集積を進める。

農業機械の共同利用により一層の低コスト化を図る。

野菜（ねぎ等）の産地化を推進し、経営の複合化を図る。